

特定非営利活動法人ボラギャング定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ボラギャングという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、孤食や食事を食べられない子どもに対して、食事及び教育等を含んだ体験型イベントを提供することで、子どもの健全な成長を促進することを目的とする。

また、この法人は障がいを持つ人も豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与する。

さらにこの法人は、防災啓発などで地域を支援し、高齢者・障がい者・子どもなど災害時要配慮者が災害時に誰一人取り残されることなく被害を最小に抑えられる、強靱で持続可能なコミュニティの形成に寄与することを目的として設立する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 社会教育の推進を図る活動
- (8) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催事業及び企業・団体・個人等との協働事業
 - ② こども向け教育・体験型イベントの企画・立案・運営及びそれらに関するコンサルティング事業
 - ③ 地域コミュニティの構築及び支援事業
 - ④ 防災等に関する情報収集及びそれらの普及啓発事業
 - ⑤ 防災等に関するサービス（体験支援・学習支援・普及啓発等）の開催事業及びコンサル

ディング事業

- ⑥ 障害福祉に関する総合相談支援事業
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- 施設の一時貸出事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事、正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名(電子署名も可とする。)又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名(電子署名も可とする。)又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	野澤 美香
副理事長	星野 静子
理事	江田 睦
同	廣田 美緒
監事	久保 郁弥

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0 円
正会員会費 5,000 円(年額)
- (2) 賛助会員入会金 0 円
賛助会員会費 3,000 円(年額)

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人ボラギング	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	野澤 美香		なし
副理事長	星野 静子		なし
理事	江田 睦		なし
理事	廣田 美緒		なし
監事	久保 郁弥		なし

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3 分の 1 以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第 15 条の規定により、役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第 20 条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第 21 条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

日本全体として貧困問題は深刻化しており、近年孤食や栄養不足に悩む子どもたちが増加しています。特に札幌市のような都市部では、経済的な格差や地域コミュニティの希薄化が課題と言えます。

また、災害の激甚化（地震や台風などの自然災害）は、公的機関における災害対応の能力を超えるケースも見られるため、個人や地域による防災対応力の向上が求められています。

そのようななかで、当団体では、子ども食堂事業により孤食や教育格差解消に寄与し、将来に夢を持てる環境を整えるほか、地域コミュニティの支援や防災啓発事業により、高齢者や災害時要配慮者を含むすべての住民の防災意識を高め、個人、地域の防災力向上に寄与できるよう活動しているところです。

このような活動を行うにあたり、法人格を持つことで活動の信頼性が向上し、企業や団体との協働や支援を受けやすくなり、地域住民や関係機関との信頼関係も構築しやすくなることから、活動のスケールアップが可能になります。

さらに、法人としての仕組みを構築することで、活動の継続性を担保することができます。

2 申請に至るまでの経過

上記の課題解決のために活動のスケールアップをしたいと考えた結果、活動の持続性や外部資金の受け入れなどについて信頼性を得ることが必要だと考えました。

それには法人化によることが第一の手段であることから申請することとしました。

これまでの活動実績は、週2回程度のこども食堂を7年間継続してきたほか、季節ごとに夏祭りやおもちつきなどを開催してきました。

また、町内会向けの防災事業の開催支援も行っております。

詳細については別紙を参照願います。

令和7年6月9日

特定非営利活動法人ボラギャング

設立代表者 住所または居所

氏名 野澤 美香



VOLUNTEERING



防災から始める。

～子ども・学校・地域をつなぐ～

市民団体 ボラギャング 代表 野澤 美香

はじめに

小学校のPTA 役員だったメンバー数人が、子ども・保護者・地域・学校の声をつながたいと活動して、今年で4年目になります。PTA 役員として、学校に関わると、今まで見えなかったものが見え、聞こえなかった声が聞こえるようになりました。

「子どもたちのために！」全ての人がそう願っていましたが、連携がなかなかうまくいかない…。そんな声に「私たちなら、その役割ができるかもしれない！」と考えたのが始まりでした。

2016 年からは、市民団体「ボラギャング」として活動しています。「ボラギャング」という団体名は、「ボランティア」と仲間、同志という意味の「ギャング」を組み合わせで名付けました。

保護者と一緒に「お手玉作り」、地域の方々と「認知症講座」開講、そして、子どもと地域のコミュニケーションを高めるために 2017 年に初めて開催した「防災フェス」。昨年は、100 人程の方が来場されました。

子どもと共に

2018 年、2 回目を迎えた防災フェスでは、地元中学生と高校生が簡易トイレ作りを覚え、地域の方々に教えたり、誘導や後片付けを手伝いました。

子どもたちが地域と関わることで、輝ける。そんな場所をイベント開催中に提供できるよう心がけています。子どもの笑顔や柔軟な発想はこちらをワクワクさせてくれます。大人も子どもも楽しみながら子どもと共に成長できる。そんなイベントに発展させることが私たちの願いです。



第 2 回防災フェス（新琴似・新川地区センター）

<第 2 回防災フェスの様子>



ダンボールを使った簡易トイレ作り



消防士さんのワークショップ



液体ミルク試飲体験



ペットの防災

子ども食堂「チセチセ」

大きな地震・災害でも子どもたちの命を守るためにはどうしたらよいのか。3・11、大津波の難から逃れた「釜石の奇跡」。長年の防災教育は、子どもだけではなく多くの地域の人々の命も救いました。では、子どもに届く防災教育とは…。

2018 年子どもたちと地域の方々が顔見知りになるための子ども食堂（子ども一人でも入れる食堂のこと）「チセチセ」の運営を開始しました。夕食をたくさんの人たちと食べることで交流が生まれ、子どもたちは地域の方々と知り合いになることができました。

そこで、共助を知ってもらうため、「子ども応急手当体験」を夕食前に開催しています。

「人が倒れていたら、まず自分の身の安全を確認してから近寄って、意識があるかどうか確



1

市民団体ボラギャング(札幌市)

1

活動概況

代表者	野澤 美香
活動の きっかけ等	東日本大震災をきっかけに、地元小学校での防災啓発活動を開始し、2016年に「こどもに優しいまちづくり」を目指し、団体を立ち上げ活動している。 現在は、北区新琴似西会館の貸館を利用し、月に4回活動しており、ボランティア会員、学生ボランティア、賛助会員30名とコアスタッフ5～6名で運営している。
活動分野	福祉・保健・環境・スポーツ・文化・観光・国際交流・防災
対象者	高齢者・障がい者・児童・地域住民

2

コロナ禍における具体的な活動内容

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大中は、こども食堂での飲食を中止し、食材の配布(フードパントリー)を実施。また、調理ボランティアの人数を最小限に留め、お弁当の配布も行った。
- ② 学習支援での学びを止めないために、こどもの人数は5人以下として、席の距離をとって自習を実施。
- ③ コロナ禍での休校や、休園、それに伴い仕事を休むことになった保護者の減給、失業・休業になる世帯の増加、食材を十分に購入できない、こどものおやつに困っているという声を多く聞いたので、団体では、米や野菜の寄贈のお願いと企業や個人からの寄付金を使い、お菓子を各世帯に毎月配布した。
- ④ こどものストレスを心配する保護者の要望もあり、短時間(1時間)少人数(10人)での、こども食堂やイベントを開催。換気、名簿記入、検温、手指消毒を行い、感染対策に気を付けた開催を行っている。

3

活動において工夫したポイント

イベントは会館外の駐車場で開催し、フードパントリー配布時には利用者が重ならないように、時間指定し、密にならないよう配慮した。

4

今後の課題や展望

【今後の展望】

- ① こども・子育て世代・一人暮らしの学生の困窮、孤立はコロナ禍で加速し、ますます増えていくと考えており、ひとりひとりに合ったコミュニティの構築や課題解決のきっかけづくりが必要と感じているため、様々な形で参加しやすい居場所・イベントの開催を増やし、集まる契機や、つながりの契機をすること。

【課 題】

- ① 地域住民に情報を届けるため、学校や町内会への幅広い周知。
- ② 活動に興味を持てるよう、講座や体験会の開催を随時行うこと。

5

活動の様子



こども食堂の様子



地域の中学生ボランティアさん



こども食堂「ハロウィンフェス」の様子



こども食堂「親子食育クッキング」の様子



こども食堂「親子餅つき」の様子



こども食堂お弁当配布の様子



フードパントリーの様子



フードドライブ受付の様子



学習サポートの様子



学習サポートの様子



こども防災教室の様子



こども防災教室の様子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和7年9月30日まで

特定非営利活動法人ボラギャング

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催事業及び企業・団体・個人等との協働事業	こども食堂の開設 学習支援（ちせこや）の開設	(A) こども食堂は週2回程度 (A) 学習支援は週1回程度 (B) 実施予定場所 札幌市北区新琴似1条8丁目19-10 (C) 従事予定者 各回6人	(D) 地域のどなたでも可（こどものみ無料） (E) 予定人数 各回20人	850
こども向け教育・体験型イベントの企画・立案・運営及びそれらに関するコンサルティング事業	インクルーシブ夏マルシェ	(A) 令和7年7月27日 (B) やわらぎ斎場新琴似 (C) 従事予定者 10人	(D) 地域住民 (E) 200人	200
地域コミュニティの構築及び支援事業	こども食堂開設支援	依頼に応じて実施	依頼者	100
防災等に関する情報収集及びそれらの普及啓発事業	防災に関する研修会などへの参加	実施予定なし		

防災等に関するサービス（体験支援・学習支援・普及啓発等）の開催事業及びコンサルティング事業	町内会その他団体への防災講和など	依頼に応じて実施	依頼者	200
障害福祉に関する総合相談支援事業	障がいを持つ人とその家族と繋がるサロンの開設	週1回程度	地域のどなたでも	500
その他この法人の目的を達成するために必要な事業		実施予定なし		

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
施設の一時貸出事業	事務所の利用がない時に施設及び設備を時間貸しする。	依頼に応じて実施	依頼者	0

令和7年度の事業計画書

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

特定非営利活動法人ボラギャング

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・支援者の増加に向けて、企業等への支援依頼広報事業を展開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催事業及び企業・団体・個人等との協働事業	こども食堂の開設 学習支援（ちせこや）の開設	(A) こども食堂は週2回程度 (A) 学習支援は週1回程度 (B) 実施予定場所 札幌市北区新琴似1条8丁目19-10 (C) 従事予定者 各回6人	(D) 地域のどなたでも可（こどものみ無料） (E) 予定人数 各回20人	1812
こども向け教育・体験型イベントの企画・立案・運営及びそれらに関するコンサルティング事業	こども食堂夏祭り	(A) 令和8年7月 (B) 場所未定 (C) 従事予定者 10人	(D) 地域住民 (E) 100人	200
地域コミュニティの構築及び支援事業	こども食堂開設支援	依頼に応じて実施	依頼者	200

防災等に関する情報収集及びそれらの普及啓発事業	防災に関する研修会などへの参加	実施予定なし		
防災等に関するサービス（体験支援・学習支援・普及啓発等）の開催事業及びコンサルティング事業	町内会その他団体への防災講和など	依頼に応じて実施	依頼者	300
障害福祉に関する総合相談支援事業	障がいを持つ人とその家族と繋がるサロンの開設	週1回程度	地域のどなたでも	800
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	企業等への支援依頼広報事業	月1回程度		0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
施設の一時的貸出事業	事務所の利用がない時に施設及び設備を時間貸しする。	依頼に応じて実施	依頼者	0

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年9月30日まで

特定非営利活動法人ボラギャング

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費 (5000円×10人)	50000		
賛助会員受取会費 (3000円×30口)	900000		950000
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	1000000		1000000
4. 事業収益			
子ども食堂参加費	100000		
講師謝礼	100000		
施設貸出料		100000	300000
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	2150000	100000	2250000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	300000		
講師謝礼	50000		350000
人件費計			
(2) その他経費			
家賃	320000		
旅費交通費	50000		
光熱費	100000		
備品購入費	244000		
消耗品費	600000		
会場借用費	30000		
印紙製本費	80000		
通信運搬費	40000		
保険料	6000		
その他経費	30000		
その他経費計			1500000
事業費計			1850000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	100000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			100000
(2) その他経費			
会議費	50000		50000
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			50000
管理費計			150000
経常費用計			2000000
当期経常増減額		100000	

Ⅲ 經常外収益			
1. 固定資産売却益			0
經常外収益計			
Ⅳ 經常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
經常外費用計			
經理区分振替額	100000	△ 100000	0
当期正味財産増減額			250000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			250000

次年度の事業年度 活動予算書

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

特定非営利活動法人ボラギャング
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費 (5000円×12人)	60000		
賛助会員受取会費 (3000円×40口)	1200000		1260000
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	1200000		1200000
4. 事業収益			
子ども食堂参加費	300000		
講師謝礼	300000		
施設貸出料		300000	900000
5. その他収益			
受取利息			
雑収益	250000		250000
経常収益計	3310000	300000	3610000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	600000		
講師謝礼	50000		650000
人件費計			
(2) その他経費			
家賃	960000		
旅費交通費	50000		
光熱費	300000		
備品購入費	200000		
消耗品費	900000		
会場借用費	30000		
印紙製本費	100000		
通信運搬費	80000		
保険料	12000		
その他経費	30000		
その他経費計			2662000
事業費計			3312000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	100000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			100000
(2) その他経費			
会議費	50000		
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			50000
管理費計			150000
経常費用計	3462000	0	3462000
当期経常増減額		300000	0

III 經常外収益			
1. 固定資産売却益			0
經常外収益計			
IV 經常外費用			0
1. 過年度損益修正損			
經常外費用計			
經理区分振替額	300000	△ 300000	0
当期正味財産増減額			148000
前期繰越正味財産額			250000
次期繰越正味財産額			398000